

2 日本の難民受入れ

1978年にインドシナ難民の定住受入れを決定した日本政府は、内閣にインドシナ難民対策連絡調整会議を置いて、定住促進のための諸施策を推進することとしました。1979年11月、政府は財団法人（現・公益財団法人）アジア福祉教育財団に定住支援事業を委託し、財団内に難民事業本部が設置されました。日本はこれまでに1万1千人以上のインドシナ難民を受け入れました。インドシナ難民の受入れは2005年度末をもって終了しています。

また、日本は、難民条約に加入し1982年に難民認定制度を設けました。法務省が難民認定申請者からの申請に対して、難民該当性の審査を行っており、法務大臣により難民として認定されます（条約難民）。2002年8月、閣議了解により、条約難民への定住支援についても対策がとられることとなり、条約難民に対する定住支援事業も難民事業本部が実施することとなりました。

2008年12月、閣議了解により、第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施が決定され、2010年から2014年にかけてタイの難民キャンプからミャンマー難民18世帯86名を受け入れました。また、2014年1月の閣議了解ではパイロットケース終了後はマレーシアからミャンマー難民を第三国定住難民として受け入れることが決定され、2015年から2019年までに32世帯108名を受け入れました。その後、2019年6月の閣議了解により、受入れ可能な難民がマレーシアのミャンマー難民からアジア地域に一時滞在する難民へ変更となりました。2024年3月末までに第三国定住制度により122世帯305人が受け入れられました。

2022年から、ウクライナ避難民の受入支援業務を実施しており、翌2023年6月の改正入管法の成立に伴い、同年12月1日から補完的保護対象者認定制度の運用が開始されました。

日本の難民受入れ

インドシナ難民

11,319人

(1978年～2005年)

ベトナム人 8,656人
カンボジア人 1,357人
ラオス人 1,306人

第三国定住難民

122世帯305人

(2010年～2024年3月末時点)

2010年～2019年
タイ・マレーシアから受入れ
2020年～
アジア地域から受入れ

条約難民

1,420人

(1982年～2023年12月末時点)

難民条約、議定書に基づく出入国管理法上の規定により日本政府が難民として認定した者。

補完的保護対象者

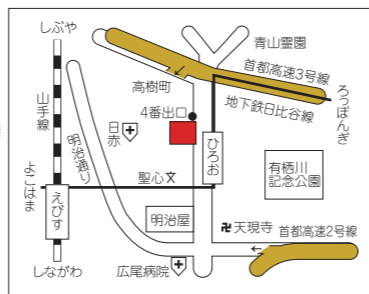
647人

(2023年12月1日～2024年2月29日時点)

2023年6月の改正入管法に基づき、同年12月1日から運用を開始。

●本部事務所

〒106-0047
東京都港区南麻布5-1-27
アジア福祉教育財団ビル2F
電話 03-3449-7011
FAX 03-3449-7016・17
東京外・日比谷線広尾駅(H03)4番出口隣



●関西支部

〒650-0027
兵庫県神戸市中央区中町通2-1-18
JR神戸駅NKビル11F



電話 078-361-1700
FAX 078-361-1323
JR神戸駅前



●RHQ支援センター

〒169-8799 東京都新宿区新宿北郵便局留
電話 03-5292-2144 FAX 03-5292-2043

外国人材をお探しの企業の皆様へ

難民の雇用で、企業には二つのメリットが生まれます。

- 労働力不足の解決
- 国際的な社会貢献

難民の日本語力は？

政府の第三国定住制度で来日する難民は、年2回(3月・9月)入国後、約半年間は東京都内の研修施設でしっかり日本語や日本事情を学んだ後に就労します。

年齢や技能は？

仕事を探している難民の方々の年齢や過去の職歴などは様々です。雇用した場合は政府の援助金制度が適用されます。RHQ支援センターにお尋ねください。



<https://www.rhq.gr.jp/>

RHQ 難民



RHQ 公式X



難民事業本部案内

2024



難民に向き合い未来を築く

RHQ Refugee Assistance
HeadQuarters

(公財)アジア福祉教育財団難民事業本部

<https://www.rhq.gr.jp/>

発行日 2024年9月

1 難民・補完的保護対象者とは

●難民

難民条約^{※注1}では、難民を「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者」としています。

UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)の統計によれば2023年末現在、紛争や迫害により故郷を追われた人の数は1億1,730万人にのぼります^{※注2}。このような難民、避難民等に対して、UNHCRを中心に、日本を含めた各国が国際的な保護と救援活動を行っています。

^{※注1} 1951年の「難民の地位に関する条約」、1967年の「難民の地位に関する議定書」により、難民の法的保護、地位などの定義が規定されています。日本は1981年に加入。

^{※注2} UNHCR, GLOBAL TRENDS 2023より

〈インドシナ難民〉

1975年のベトナム・ラオス・カンボジアのインドシナ三国における戦争終結後、社会主義化と内戦の戦火を逃れ、ボートで海外へ逃れたり(ボート・ピープル)、陸路隣国へ逃れた(ランド・ピープル)人々です。約130万人のインドシナ難民がアジア地域の難民キャンプを経て、またボート・ピープルとして、米・豪・加・日などに定住しました。

〈第三国定住難民〉

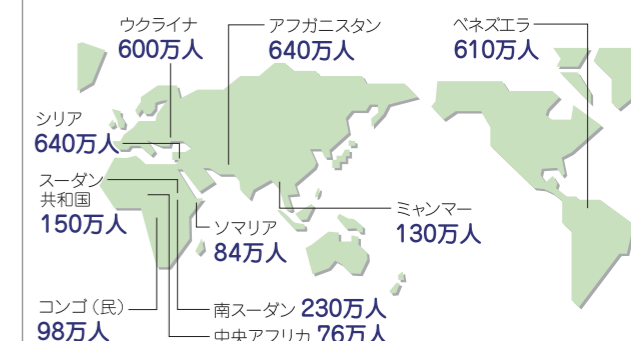
第三国定住難民とは、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国へ移住する人々です。

●補完的保護対象者

補完的保護対象者とは、難民条約上の難民以外の者であって、難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見であること以外の要件を満たすものです。

●世界の主な難民発生国 (2023年末現在、単位：人)

(UNHCR資料より)



定住支援事業

↑ 定住支援プログラム ↓

難民事業本部は、RHQ支援センターで、条約難民とその家族並びに第三国定住難民を対象に日本語教育等の定住支援プログラムを提供しています。また、2024年4月からは補完的保護対象者として認定された方とその家族を対象とした定住支援プログラムも開始しました。

コースの種類

条約難民とその家族対象／補完的保護対象者とその家族対象

- 半年コース(前期・後期) 週5日(月～金 9:30～15:50)
- 一年コース(夜間) 週5日(月～金 18:30～20:55)

(ただし、カリキュラムの設定によって曜日・時間を変更する場合があります。)

第三国定住難民対象

- 半年コース(前期・後期) 週5日(月～金 9:30～15:50*)
*状況に応じて土曜日にも開講

1. 日本語教育

572授業時間(1授業時間=45分)
日本語の基礎(読む、書く、聞く、話す)を重点的に学びます。

2. 生活ガイダンス

120授業時間(1授業時間=45分)
日本で生活する上で必要な制度(社会保険、税金など)、社会の決まりや仕組みなどの知識を習得します。

3. 職業相談・紹介

就職を希望する人には、公共職業安定所(ハローワーク)と同じように職業相談員が職業相談及び職業紹介を行います*。
*補完的保護対象者とその家族のための定住支援プログラムには、職業相談・紹介は含まれません。

コースによってオンライン授業(グループ学習)となる場合があります。

↑ 定住後の支援 ↓

生活相談

定住者等の在留資格を持ち日本に生活するインドシナ難民や条約難民等は、学校に行くことも就労することも自由ですが、不慣れた環境や不十分な日本語などのために、さまざまな困難に直面する人も少なくありません。難民事業本部では、本部事務所、関西支部等に難民相談員を配置し、さまざまな問題(住居、医療、教育、家族呼び寄せ等)についての相談に応じ、安定した生活を営めるよう支援しています。また、難民定住者が多数居住している大阪府八尾市、兵庫県姫路市、愛知県名古屋市に地域難民相談コーナーを開設しています。

相談窓口一覧

注意：祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

	場 所	相談日時	最寄り駅	TEL-FAX
東 京	難民事業本部 本部事務所	月～金 9時30分～17時	東京メトロ 日比谷線広尾駅 4番出口隣	TEL 0120-090091 (難民相談者専用) TEL 0120-925357 (難民認定申請者専用) TEL 03-3449-7029 (難民認定申請者) TEL 03-3449-7049 (難民相談窓口) TEL 0120-400-250/ 03-6721-7570 (補完的保護対象者・認定申請者用) FAX 03-3449-7016
	難民事業本部 関西支部	月～金 9時30分～17時	JR神戸駅前 JR神戸駅NKビル 11F	TEL 0120-090091 (相談者専用) *難民事業本部 相談者専用と同じ TEL 078-361-1720 FAX 078-361-1323
兵 庫 大 阪 ・ 愛 知	大阪府 八尾市役所	第2、第4水 10時～12時 13時～16時 (予約制)	近鉄八尾駅より 徒歩5分	TEL 0120-090091 *難民事業本部 相談者専用と同じ
	兵庫県 姫路市役所	月～金 10時～12時 13時～16時 (予約制)	JR姫路駅よりバス 市役所前下車	TEL 0120-090091 *難民事業本部 相談者専用と同じ
	名古屋 国際センター	木 10時～12時 13時～16時 (予約制)	JR名古屋駅より 徒歩7分	TEL 0120-090091 *難民事業本部 相談者専用と同じ

地域定住支援員による支援

第三国定住支援事業においては、RHQ支援センター退所後の第三国定住難民が居住する地域の自治体等の協力を得て、同地域に地域定住支援員を配置し、きめ細やかな生活面のサポートを実施し、地域への統合を促進しています。

日本語学習の支援

地域で暮らす難民定住者が継続して日本語を学ぶことができるよう、難民事業本部で開発した日本語教材等の援助を行っています。また、難民定住者に日本語の学習指導を行っている日本語ボランティア団体の活動や運営に関する助言や支援を行っています。RHQ支援センターと関西支部では、日本語教育相談員が難民定住者や日本語ボランティア団体・学校・事業所等からの日本語学習に関する相談に応じています。

職業相談・紹介

難民定住者が自立した生活を維持するためには、安定した雇用が確保されなければなりません。本部事務所、関西支部及びRHQ支援センターでは、職業相談員が就職のあっせんを行うとともに、就職後のケアとして職場を訪問したり、相談に応じたりして雇用の安定に努めています。また、関係行政機関や就職先の事業所との会合を開催するなど、難民定住者の雇用促進のための各種事業を実施し、広く理解と協力を求めています。

難民認定申請者及び補完的保護対象者認定申請者に対する援助事業

難民認定申請及び補完的保護対象者認定申請を行っている人のうち、生活困窮と認められる人に対して、生活費・住居費・医療費の支援や生活のアドバイスを行っています。また、入国直後で自力で居所の確保が困難な人に一定の条件のもとで緊急宿泊施設の提供も行っています。



広報・啓発事業

広く難民問題について理解を促進するため、難民問題に関するセミナーや難民理解講座を開催しています。また、国際協力に関するイベント等で広報、啓発に努めています。



補完的保護対象者認定制度の創設

日本政府は2023年12月1日より、難民条約上の「難民」ではないものの「難民」と同様に保護すべき紛争避難民などを確実に保護する制度として、補完的保護対象者認定制度の運用を開始しました。

補完的保護対象者認定制度が創設されたことに伴い、難民事業本部は政府の委託を受けて、2023年12月から補完的保護対象者認定申請者に対する援助事業及び2024年4月から補完的保護対象者とその家族のうち希望する者を対象に定住支援プログラムを開始しました。



*オンライン授業の場合は写真と異なります。



来日



大人クラス



子どもクラス



保育



就職先マッチング



面接練習



職場見学



学習発表会